

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県市町村交付金条例施行規則（平成18年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係） 1 主体的な住民活動への支援 （1） 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費 （2）及び（3） 略 2 観光・交流の推進 （1） 県内と県外の住民の交流を通じ、 <u>地域の活性化</u> を促進する活動に要する経費 （2） 略 3 略 4 <u>再生可能エネルギー</u> の導入促進 個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う <u>再生可能エネルギー</u> の導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への <u>再生可能エネルギー</u> 導入に要する経費 5 及び6 略 7 人権尊重の社会づくりの推進 （1）～（3） 略 <u>（4） 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費</u> <u>（5） 男女共同参画を推進する男女共同参画推進員の設置に要する経費</u> 8 略 9 <u>市町村の自主的な行政運営</u> <u>前各項に掲げるもののほか、市町村交付金の対象とすることが適当であると市町村が認めた事業に要する経費</u>	別表（第3条関係） 1 主体的な住民活動への支援 （1） 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる <u>新たな活動（地域をあげて住民が参画する活動に限る。）</u> に要する経費 （2）及び（3） 略 2 観光・交流の推進 （1） 県内 <u>農山漁村</u> と県外の住民の交流を通じ、 <u>中山間地域活性化</u> を促進する活動に要する経費 （2） 略 3 略 4 <u>自然エネルギー</u> の導入促進 個人又は特定非営利活動団体、自治会その他の営利を目的としない団体が行う <u>新エネルギー</u> の導入に対する助成に要する経費及び市町村立学校への <u>新エネルギー</u> 導入に要する経費 5 及び6 略 7 人権尊重の社会づくりの推進 （1）～（3） 略 8 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県市町村交付金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する市町村交付金について適用し、同日前に交付した市町村交付金については、なお従前の例による。